

新しく食品営業許可を取得するときの手続きの流れ

相談

取り扱い食品や業態によって、取得する営業許可の種類が異なります。事前に営業所所在地を所管する保健所に調理場図面等を持参のうえ、ご相談ください。※茨木保健所の担当市町村：茨木市、摂津市、島本町

申請

申請は、営業開始までに余裕を持って行いましょう

提出書類	1 申請書 1部
	2 調理場図面（客席含む）及び店舗付近の地図 ※申請が1業種の場合2部・複数業種申請の場合は、業種の数+1部ご用意ください。
確認書類	3 登記事項証明書（営業者が法人の場合のみ必要、写しでも可）
	4 食品衛生責任者の資格を証する書類（原本）
	例）食品衛生責任者養成講習会修了証、調理師免許、栄養士免許、製菓衛生師免許等
	※申請時に食品衛生責任者の資格を有していない場合、誓約書を提出してください。
手数料	飲食店営業：16,000円
	菓子製造業：14,000円
	そうざい製造業：21,000円
	食肉、魚介類、乳類販売業：各9,600円

検査

日時調整の上、保健所職員が申請施設に検査に伺います。施設基準を満たさない場合は、再検査となりますのでご注意ください。主な施設基準（例：飲食店営業）については、※裏面を参照ください。

施設基準に合致していることが確認できた場合、許可証引換券「営業許可証交付予定日のお知らせ」を交付します。郵送を希望する場合は、申請時にレターパックプラス（郵便局等で販売）を準備してください。

交付

※施設基準適合確認後許可証を作成しますが、交付までには検査日から約1週間かかりますので、開店日等についてはあらかじめ打ち合わせをしてください。営業許可証交付前は、施設を使用して食事の提供などはできません。

営業許可証交付予定日になりましたら、「営業許可証交付予定日のお知らせ」及び認印を持参して、保健所窓口で営業許可証を受領してください。

営業

営業許可証は、お客さんが見えるところに掲示してください。食中毒等を発生させないように、衛生面に気をつけて営業してください。

他不明点等ありましたら、下記までお気軽におたずねください。

大阪府茨木保健所

衛生課 食品担当

TEL 072-620-6706

FAX 072-620-6708

食品営業許可の主な施設基準（例：飲食店営業）について

下記チェックリストご確認ください。

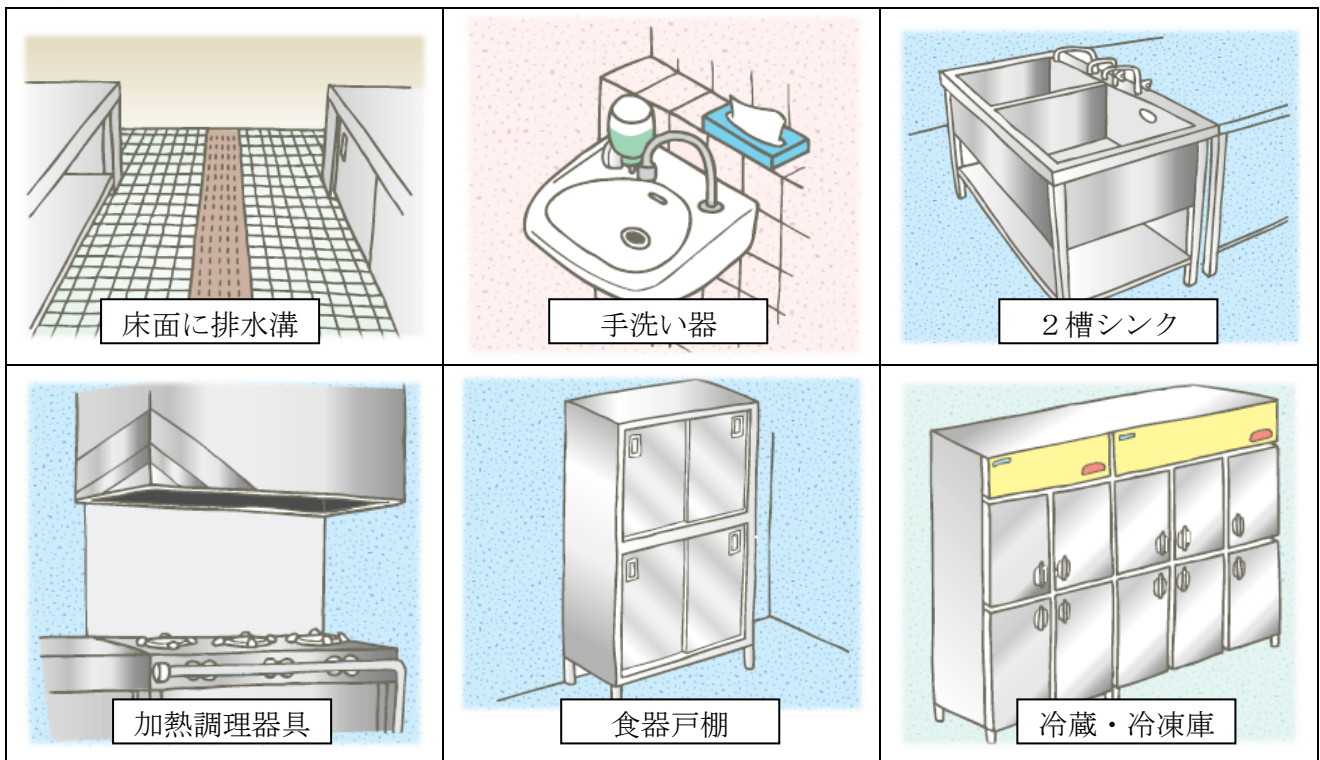
1 施設について

- 施設は住宅その他食品営業施設以外と明確に区分できている。
- 調理場は使用目的に応じた広さがあり、十分明るく換気ができる。
- 調理場は清掃しやすい構造で、床と壁の床上1.5メートルまでは耐水性である。
- 調理場の天井は、すき間がなく、清掃が容易にできる構造である。
- 調理場内の床に排水溝を有している。
- トイレを設置する場合、調理場に衛生上支障のない場所に設置している。
例) お客さんが調理場を通らずに、トイレを利用できる。
例) 調理場とトイレ入口が面している場合は、二重ドア構造にする。
- 調理場内に窓がある場合、窓に網戸を設置している。

2 調理場内設備について

- 2槽シンク ※2槽シンク両方に湯と水が流れ、排水のための配管が通っている。
- 給湯設備
- 手洗い ※消毒液を備えている。
- 食器戸棚 ※戸がついており、ほこり・そ族昆虫などの侵入を防げる構造である。
- 冷蔵庫、冷凍庫
- 加熱調理器具（ガスコンロ、IHヒーター等）
- まな板（合成樹脂製）及び包丁

◎調理場内に必要な主な設備（図式）



※ 飲食店営業許可以外の業種の設備基準については、個別に確認してください。